



令和1年6月号（隔月発行）

札幌司法書士会 会長 後藤力哉 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

相続に関する法律が大きく 変わります Part 2



前々回2月号では、相続法の改正のうち、婚姻期間が20年以上の夫婦における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置についてと、預貯金の払戻し制度についてご紹介しましたが、今回は、7月1日に施行されるもののうち、「遺留分制度」に関するものと、新しくできた「特別寄与料制度」についてご紹介したいと思います。

 2月号では、「居住用不動産の贈与等」に関する点と、「預貯金の払戻しの制度」について話を聞いたけど、7月1日から他にも相続に関する法律がいろいろと変わるんだって？

 そうだよ。今回は、「遺留分制度が見直された」点と、新しくできた「特別寄与料制度」について紹介しようと思うよ。

 そもそも、遺留分（いりゅうぶん）ってどんな制度なの？

 たとえば、相続人が配偶者と子どもの2人だったとして、配偶者にだけ全部財産をあげるという遺言書が残っていたとするよ。そうすると、子どもは一円ももらえないかというと、そうではなく、通常の相続分よりは少ないけれど、遺留分を主張すれば、遺産の一部をもらえることができる制度なんだ。

 で、その遺留分の制度がどのように変わったの？

 わかりやすいのは、不動産の例なんだけれど、たとえば、土地と建物を全部配偶者にあげるという遺言書があったとして、子どもから遺留分が請求された場合、今まではその土地や建物は当然に、配偶者と子どもの共有ということになっていたんだ。それが、今回の改正で、遺留分は侵害額に相当する金銭で請求できることになったんだ。そうすることで、共有状態が

当然に発生することを回避することができるようになったし、遺贈や贈与によって、ある特定の財産をあげたいという遺言者の意思が尊重されるようになったんだ。

 なるほど、残された遺産が不動産や貴金属、株式などであっても、遺留分で請求出来るのは「金銭」ってことなんだね。

 そうなんだ。もしも、残された財産がモノばかりで、金銭ですぐに渡すことが出来ない場合には、配偶者は裁判所に申し立てて、子どもへの支払いの猶予を認めてもらうことも出来るんだ。

 もう一つ新しくできた「特別寄与料（とくべつきよりょう）制度」っていうのはどんな制度なの？

 通常、遺言がない限り、相続人以外の方が相続財産を請求することはできないんだけど、相続人以外の親族が、無償で被相続人（亡くなった人）の療養看護等を行った場合には、相続人に対して、金銭の請求ができるようになるという制度なんだ。

 たしかに、夫の両親と同居していた長男の妻が、夫の両親の看護をずっとしてきた場合でも、今までは相続人ではないということで、なにも取得することができなかったね。また、もし両親より先に長男が亡くなっていて

子どもがいない場合などでは、同居していた家が両親の名義だった場合に、長男の妻は相続人ではないので、家を相続することができず、家から出ていかなければならないようなかわいそうなケースもあったよね。



そうそう、遠くに住んでいる他の兄弟姊妹だけが遺産をもらえて、介護をしていた長男の妻は何ももらえないなんて理不尽だよ。本来であれば、長男の妻が介護を行わなければ、両親の費用で介護ヘルパーさんなどを雇わなければならなかった。その代わりに長男の妻がやったことで、両親は費用の支出をしなくて済んだんだね。だから、その分の費用は考慮しましょう、ということのできた制度なんだ。そう考えると、介護の程度については、仕事の合間に介護した程度では認められないだろうね。



ポイントとしては、請求出来るのは「親族」であること、亡くなった人の財産が減らなくて済んだくらいの貢献があったことだね。



それと、請求は相続人それぞれに対して個別に行うことが出来るんだ。たとえば、長男が生きていた場合は長男は財産もらえるよね。それでも長男の妻は介護の貢献に応じて財産を請求出来るんだけど、この場合二男にだけ請求して、自分の夫には請求しない、ということも可能なんだ。



家族のカタチも多様化しているから、実態に即した制度になってきたんだね。



他にも、7月1日に施行される改正はたくさんあるので、また次回紹介するね。

★ 注目裁判！ 奨学金問題 ★

保証人と連帯保証人の違いをご存じですか？

A（債権者）がB（債務者）に100万円を貸し、CとDが「連帯保証人」になりました。AがCに対して100万円を請求しました。ここで問題です。

問題1

CはAに対して「まずBに請求しろ」と言える。○か×か？

→× Cは支払わなければなりません。

問題2

CはAに対して「連帯保証人が2人いるから、自分が払うのは50万円だけだ」と言える。○か×か？

→× Cは1人で100万円支払う義務があります。

それでは、CとDが「連帯保証人」ではなく、「保証人」だった場合はどうでしょう？

→上記問題1も問題2も 答えは○となります。

Cが「保証人」だった場合、CはAに対し、「まず主たる債務者Bに請求せよ」（催告の抗弁権、民法452条）、「まず主たる債務者Bの財産に執行せよ」（検索の抗弁権、民法453条）と言うことができます。

また、保証人が複数いる場合、各保証人の負担額は、保証人の数に応じて分割された金額となります（分別の利益、民法456条）。

今、奨学金の返済に関し、この「保証人」の負担額が問題となっています。

日本学生支援機構が、保証人に対し、本来は半額しか支払い義務がないにもかかわらず、全額の支払いを請求していたということで、すでに全額の返済をした保証人が、払いすぎた分の返還を求めて裁判を起しました。

裁判は、札幌地裁でも起こされており、その行方に注目です。

★ 法改正ニュース ★

成年後見制度を利用したときの欠格条項の多くが撤廃されました！

今まで、認知症や障がいを持つ人が成年後見制度を利用した場合（補助類型を除く）、弁護士や公務員等の資格や地位を自動的に失うことになっていましたが、この「欠格条項」を原則として廃止する成年後見制度適正化法が6月7日に成立しました。

今後は、それぞれの法律に基づいて個別に審査がされ、各制度ごとに必要な能力の有無が判断されることとなります。

編集後記

令和になったので、「きりばたけ通信」も、がらっとイメージチェンジしようかと思ったのですが、間に合いませんでした…。長らくナビゲーターをしているキャラクターたちはほっとしているのでしょうか。当初のコンセプトは完成されたお洒落なものより、手作り感あるチープなものの方が人の目に留まりやすいのではないかと熟考の上決定したものでしたが、それにしても長い間同じレイアウトというのも工夫が足りないかと反省しております。新元号時代に今期中には新しいキャラクターをつくって、レイアウトのチェンジをしたいと思いますので、ここに決意表明いたします。(T)